

独自利用事務の情報連携に関する手引（案）

※ 下線・取消線が今回改正する箇所（技術的な修正を除く主な改正点）

1 （略）

2 情報連携の対象となる事務

2. 1 番号法及び委員会規則の要件

「1. 2（1）情報連携」に記載のとおり、独自利用事務については、番号法第19条第9号の規定により、いずれかの法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで、情報連携を行うことができます。

このように、「いずれかの法定事務に準ずる」ための要件は委員会規則において具体化されており、同規則第2条第1項各号には以下の2点が掲げられています。

(1) 趣旨又は目的の同一性：当該事務の趣旨又は目的が準ずる先の法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること（第1号）。

以下の2つの条件を満たすものとしています。

① 対象者が原則として一致すること。

法定事務の対象者と独自利用事務の対象者が原則として一致することが必要であることとしています。なお、独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合は、この条件を満たすものと考えられます。また、対象者については、独自利用事務の根拠規範（※）において明示的に定められており、かつ、公表されているものとしています。

② 目的規定の書きぶりにおいて、原則としてキーワードが一致すること。

独自利用事務の根拠規範の目的において、法定事務の根拠法律の目的規定に定めるキーワードが用いられており、実態的にも一致するものと考えられることを原則必要としています。

(2) 事務内容の類似性：当該事務の内容が法定事務の内容と類似していること（第2号）。

ア まず、法定事務の事務の内容を以下の3つの場合に大きく分類した上で、類似性を判断します。

① 地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益を移転する場合）

② 地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）

③ 地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

イ 次に、当該法定事務に係る別表第二主務省令のどの事務手続に類似するかについて、別表第二主務省令で定める事務手続の類型（例：審査に関する事務、認定に関する事務、変更に関する事務等）との類似性をもって判断することとしています。

上記要件については、「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」のとおり、法定事務ごとに整理しています。

※ 情報連携を行う独自利用事務の根拠となる条例や実施要綱等を「根拠規範」といいます。また、根拠規範の中で、実際にその根拠を定めている条文を「根拠規定」といいます（「5 根拠規範」参照）。

Q.2.1-1 ~~独自利用事務の根拠規範の趣旨又は目的の一部に、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的が含まれていれば、「趣旨又は目的の同一性」の要件を満たしますか。~~

A.2.1-1 ~~「同一」とは「一致」を意味するため、独自利用事務の根拠規範の趣旨又は目的の一部に法定事務の趣旨又は目的が含まれているだけでは、直ちに「同一」であるとは評価できない場合があります。~~

~~例えば、独自利用事務の根拠規範が他の主たる趣旨又は目的を併せ持つ場合は、「同一」とであると評価することは難しいと考えています。~~

Q2.1-2₁ 利用者から費用を徴収している給付事務について、金銭及び物品を支給するもの（経済的利益の移転）と整理することは可能ですか。

A2.1-2₁ 徴収している費用が、市場価格より安価な場合等においては、その差額分を「支給」とみることができ、利用者負担の軽減の効果がみられるのであれば、経済的利益の移転と整理することは可能であると考えています。

2. 2～2. 3 （略）

3～6 （略）

【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例（抄）

（ ）内は準ずる番号法別表第2の項

《 》内は給付等の内容が類似する番号法別表第2の項

第55回特定個人情報保護委員会
（平成27年8月6日）
第2回個人情報保護委員会
（平成28年2月15日）
第18回個人情報保護委員会
（平成28年9月16日）
第34回個人情報保護委員会
（平成29年3月27日）
第40回個人情報保護委員会
（平成29年6月30日）
第136回個人情報保護委員会
（令和2年2月26日）
第146回個人情報保護委員会
（令和2年6月24日）
第152回個人情報保護委員会
（令和2年9月16日）
第177回個人情報保護委員会
（令和3年6月30日）
第246回個人情報保護委員会
（令和5年6月28日）
第252回個人情報保護委員会
（令和5年8月30日）

①～③⑨ （略）

④⑩ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務（116）

【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について（抄）

1～18 （略）

19 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、~~おおむね~~子ども・子育て支援法第六条に定める「子ども」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の健やかな成長等である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「子どもの健全な育成」、「育児の支援」、「幼児教育の振興（充実）」、「少子化対策」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）又は地方公共団体からサービスを給付するものである場合

事例：ア 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

イ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

ウ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

エ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務

エオ 上記アからウエまでのいずれかに類する事務

※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（法定事務に係るものを除く。）については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

20 （略）

※ (1)の列記以外の部分及び(1)①の改正部分については1～18及び20において同様に改正する。